

Title	藤原銀次郎著 労働問題帰趣
Sub Title	
Author	伊藤, 秀一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1923
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.17, No.8 (1923. 8) ,p.1470(130)- 1473(133)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	新刊紹介
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19230801-0130

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新刊紹介

藤原銀次郎著

労働問題歸趣

菊版本文三〇六頁

定価金貳圓四拾錢

博文館發行

本書は「曩に英米訪問實業團に加はり、彼地を遍歴すること半歳有餘、諸般の文物制度を觀察し、就中労働問題に關しては潜心調査研究する所ありし」(和田豊治氏序)王子製紙株式會社々長藤原氏が「歐米に於ける方今労働運動の大勢を叙述して其の歸着する所を明かにするのみならず、之によりて我國に於て勞資の間に生ずべき關係に就きて意見を開陳したるものである」(自序二一四頁)

本文は四編より成り、中第三編迄は英米獨佛各國労働事情の實際的觀察である。即ち第一編英國労働事情に於ては戦後労働運動の穩和化よ

り雇主の協調的態度と政府の施設及び失業救済の實狀を述べ、第二編米國労働事情に於ては労働運動の大要賃銀と生活費の關係オーブン・シヨップ及クロート・シヨップの意義得失、禁止命令、チェック・オフ制度を、第三編獨佛労働事情に於ては革命前後の獨乙労働運動の狀況、獨乙に於ける失業救済労働者教育及同盟罷業鎮壓團より佛蘭西労働運動佛蘭西に於ける八時間労働制度に及び、論述の範圍頗る廣汎多岐に亘つて居る。而も歐米各國の労働事情に對する著者の觀察の結果は一言にして之れを盡せば各國の労働運動は著者の最初の豫想に反して、又は豫想以上に、頗る穩和化されつゝあるといふ點に歸着する。曰く「現今世界の労働運動は、最近五箇年に亘る未曾有の歐洲大戰の結果として生じたる經濟上の世界的大波瀾の影響によつて左右せられて居るのであつて、英國は大戦によつて被つた其の損害を償ふに忙しく、米國は、大戰に於て過度に膨脹した其國の産業界が戦後の

反動時代に於て、當然受く可き難局を脱して經濟界の平衡狀態に復舊せんと欲するに急であつて、其の結果此等兩國の労働運動が、戦前乃至戦時に於けるが如き自儘な進退に出づるを許されず、社會一般の風潮につれて協調の途に出づることが其れ自身を生かす上に最も賢智なることであるとして比較的穩健な歩調を辿つて居るのである」(一四五―一六頁)又、中歐諸國特に獨逸及佛蘭西は戦争の創痕を被ること更に甚だしきに加へて「國家として、若くは民族としての兩國の對抗競争は將來益々激烈にならざるを得ないものであつて、此の對抗に於ては互に斷じて敗を取つてはならぬ位置に置かれて居るとの觀念は、深く兩國民の腦裡を支配して居るのである。而して其の結果は、何を措いても先づ産業の恢復發展に努めて疲弊せる國力の充實を計らなければならぬのであるから、従つて産業の恢復發展と牴觸する範圍に於ては、労働運動が相當の掣肘を受くるを免れぬのは見易き道理で

あつて、事實兩國の労働運動は現今比較的穩健な狀態にあり、同盟罷業の數も少く、假令罷業の行はるゝ場合にも、多くは社會の輿論に制せられて不成功に終り勝ちである。況んや革命的暴動的色彩を帯びるものゝ如きに至つては、殆んど絶無であると云つても差し支へがないのである」(一四七頁)と。

著者は歐米諸國の労働事情を斯く觀察叙述したる後、第四編結論に於て「此等歐米労働事情と我國労働事情とを比較研究して、自ら信ずる所を述べ、併せて將來に對する希望を披瀝」して居る。今此編に論ずる所の、八時間労働、分配問題、危険思想、工場委員制度、労働組合、及び我國の労働運動の六章を通觀して、以つて著者の所説を視はんに、前述の如く「歐米の労働運動が已に分配の闘争より生産の協調へ向ひつゝあるに際し、獨り我國の労働運動が古き闘争の旗幟の下に進まんとする」ことに著者は飽迄も反對し、(二九六頁)我國の労働運動者が或

は資本家と闘争するを目的とする云々の主義綱領を掲げ「徒らに感情に快き空論に走つて、一時の快を呼び」(二九〇頁)或は「歐米の實際と稱して彼地に於てさへ極めて少数の信者しか有しない思想や運動を誇張して我國に輸入し、善良無知の労働者を邪道に引き入れんとする」事を慨嘆して居る。(二六三―四頁)著者は又、時間の短縮が生産額の減少を意味しないとの説は概ね理由なきものとして八時間労働制を排し、(二三三頁)利潤分配制度の弊害を縷説して、却て我國に行はるゝ賞與金制度を以つて遙かに優良な制度であると考へ(二四三頁以下)工場委員制度の實施に就いては尙多くの考慮を要すと云ひ、(二七五頁)更に一方に於ては、労働問題に對する國家の法律的保護干渉(労働組合法の設定の如き)に反對し、政府は徐ろに労働者個人の自覺を促すの方策に出づべしとしつ、(三〇一―二頁)他方に於ては、現時に適切なる社會制度なりとして治安警察法の如きものゝ存置の必要を主張し

て居るのである。(二八一頁)

さて然らば茲に提唱する所の所謂勞資協調とは如何。協調によりて意味せらるゝ所のものは何か。曰く「企業家と資本家と労働者とが互に其分擔と職責とを自覺し小なる個人の要求と大なる社會の要求とを美事に調和し、互に融和信頼して事業の振興を計らんか……各種の弊害を一掃して其幸福は永久的とならん」。即ち、各人が其の氣隨氣儘を抑壓することに依つて自己の利益を計ると共に社會公共の利益を増進せんことを努めんか、事業は圓滿に發展して企業家も資本家も労働者も共に永く大なる利益の分配に與り、社會は益々進歩するのである。企業家を倒し事業を亡して迄も自己の利益を計らんとするは、利益なきに賃銀の増加を要求する場合と同じく、決して労働者の利益とはならない。寧ろ企業家を扶けて、事業の維持、改良、發達を計り、賃銀の増加と其の地位の安全とに自ら大なる幸福を感じ、企業家及資本家をして其の利益

の大なると事業の各部の進展が最高限に達したるとに大なる幸福を感じしむべきである。」と。(二四二―三頁)以つて著者の意圖を忖度するに足ると共に所謂勞資協調主義の真相を窺知するに難くないであらう。

今や労働問題は既に机上空論の域を脱し、焦眉の實際問題として最も眞摯なる考究を必要とせられる。此時に當りて該問題に對する資本家側の眞意を遺憾なく吐露せる所の本書の如きは一讀又興味の甚だ少なからざる可きを信ずる。

(伊藤秀一)

正誤

本誌第十七卷第五號所載拙稿「社會主義と國家」に於て「Gotha綱領」を「Erfurt綱領」と錯り(三五頁第十三行)「デモクラシイ」を「プロレタリア」と誤記したる(四二頁三―四行)こと平井新氏の指摘によりて發見することを得たり。茲に訂正し且つ謝意を表す。

小泉信三